# 日本アウトワード・バウンド協会コロナ対策指針

公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会

事業運営時のコロナウィルス感染予防対策として、「日本アウトワード・バウンド協会 コロナ対策指針 | を策定いたしました。

## 【日帰りの事業について】

- ●事業運営時の基本的な考え方について
- ・名簿を作成します。(氏名、年齢、住所、連絡先)
- ・3 密 (密閉、密集、密接)を避けた運営を行います。
- ・コロナ感染状況を踏まえ、運営を行います。また、必要に応じて、 主催者・クライアントとの協議により運営を検討し、それを優先します。

### ●事業実施時の感染防止策について

屋外中心の活動を行います。屋外活動の際は以下の点に留意して行います。

- ・装備の共用については、極力避けます。
- ・共用する装備については消毒を行います。
- ・活動後については手洗い、消毒を行います。
- ・身体接触の少ない活動を極力行います。

室内での説明・ミーティングの際は以下の点に留意して行います。

- ・マスクの着用を徹底します。
- ・受付時、トイレ使用後、食事前など手指の消毒を徹底します。
- ・受付時に検温を行います。37.5 度以上の場合は参加をご遠慮いただきます。
- ・換気を徹底します。
- ・集合や着席の際は周囲の人との距離を、2m程度の間隔を開けます。
- ・手洗い、トイレについては使用人数を制限します。

#### 食事について

- ・周囲の人と距離を取って食事をします。
- ・食事の際の会話は極力控えます。

#### ●事業実施時、感染疑いの方の対応策について

・発熱等、体調不良の方は、他の参加者から隔離し、当該地域の保健所への連絡並びに 対応について指示を仰ぎます。

- ●事業2週間前の下記事項の有無について確認します。
- 該当する項目がある場合は、参加についてご相談させていただきます。
  - ①平熱を超える発熱
  - ②せき・喉の痛みなど風邪の症状
  - ③だるさ、息苦しさ、疲れやすい
  - ④嗅覚・味覚の異常
  - ⑤感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ⑥同居家族・身近な人に感染の疑われる人の有無
  - ⑦過去 14 日以内の海外渡航
  - ⑧過去 14 日以内に緊急事態宣言下地域へ行ったことがある
  - ⑨事業開催地の都道府県・自治体が、往来自粛要請を出した地域からの参加
- ●事業2週間後の体調確認を行います。

#### 【宿泊を伴う事業について】

- ●事業運営時の基本的な考え方について
- ・名簿を作成します。(氏名、年齢、住所、連絡先)
- ・コロナ感染状況を踏まえ、運営を行います。また、必要に応じて、 主催者・クライアントとの協議により運営を検討し、それを優先します。
- ・室内での宿泊定員(各部屋)については、通常時の半数以下を基本とします。
- ・3 密 (密閉、密集、密接)を避けた運営を行います。
- ・参加者の体調確認を適宜行います。
  - ①体温測定
  - ②せき・喉の痛みなど風邪の症状
  - ③だるさ、息苦しさ、疲れやすい
  - ④嗅覚・味覚の異常
- ●事業実施時の感染防止策について

屋外中心の活動を行います。屋外活動の際は以下の点に留意して行います。

- ・装備の共用については、極力避けます。
- ・共用する装備については消毒を行います。
- ・活動後については手洗い、消毒を行います。
- ・身体接触の少ない活動を、極力行います。

室内での説明・ミーティングの際は以下の点に留意して行います。

- ・マスクの着用を徹底します。
- ・受付時、トイレ使用後、食事前など手指の消毒を徹底します。
- ・受付時に検温を行います。37.5 度以上の場合は参加をご遠慮いただきます。
- ・換気を徹底します。
- ・集合や着席の際は周囲の人との距離を、2m程度の間隔を開けます。
- ・手洗い、トイレについては使用人数を制限します。

### 食事について

- ・周囲の人と距離を取って食事をします。
- ・食事の際の会話は極力控えます。
- ●事業実施時、感染疑いの方の対応策について
- ・発熱等、体調不良の方は、他の参加者から隔離し、当該地域の保健所への連絡並びに 対応について指示を仰ぎます。
- ●事業2週間前の下記事項の有無について確認します。
- 該当する項目がある場合は、参加についてご相談させていただきます。
  - ①平熱を超える発熱
  - ②せき・喉の痛みなど風邪の症状
  - ③だるさ、息苦しさ、疲れやすい
  - ④嗅覚・味覚の異常
  - ⑤感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ⑥同居家族・身近な人に感染の疑われる人の有無
  - ⑦過去 14 日以内の海外渡航
  - ⑧過去 14 日以内に緊急事態宣言下地域へ行ったことがある
  - ⑨事業開催地の都道府県・自治体が、往来自粛要請を出した地域からの参加

#### ●宿泊について

- ・室内の場合、定員の半分以下を原則として行います。
- ・野外泊・テント泊の場合、お互いの距離が極力、離れるような運営を行います。
- ●事業2週間後の体調確認を行います。

### 【スタッフの体調管理について】

- ●事業2週間前の下記事項の有無について確認します。
- 該当する項目がある場合は、事業運営への参加を停止します。
  - ①平熱を超える発熱
  - ②せき・喉の痛みなど風の症状
  - ③だるさ、息苦しさ、疲れやすい
  - ④嗅覚・味覚の異常
  - ⑤感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ⑥同居家族・身近な人に感染の疑われる人の有無
  - ⑦過去 14 日以内の海外渡航
- ●事業2週間後の体調確認を行います。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*令和4年 6月 1日改編